



平成27年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 三井住建道路株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 松井 隆 幸
(コード番号 1776 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役 常務執行役員
企画・管理本部長 根 来 悟
TEL (03)3357-9081

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第68期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除する旨の規定を新設するものであります。(変更案第27条第1項および第35条第1項)

なお、変更案第27条第1項につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (2) 会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)の施行に伴い、定款の定めにより、業務執行取締役でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことから、これらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、継続的に有用な人材を確保できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で責任限定契約を締結できる旨の規定の新設および一部変更を行うものであります。(変更案第27条第2項および第35条第2項)

なお、変更案第27条第2項につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (3) その他条文新設に伴う条項の繰り下げを行うものであります。(変更案第28条～第34条および第36条以降)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第423条第1項に定める</u></p>

<p>第 27 条 ～ 第 33 条 (条文省略)</p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u> 第 34 条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第 35 条 ～ 第 39 条 (条文省略)</p>	<p><u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 28 条 ～ 第 34 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 35 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 36 条 ～ 第 40 条 (現行どおり)</p>
--	--

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日 (予定)
平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以 上